

令和 8～10 年度
沖縄県漁業取締船「はやて」及び付帯施設
警備業務委託契約書（案）

沖 縄 県

警備業務委託契約書（案）

沖縄県知事（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に甲の所有又は管理に属する別紙仕様書記載の警備対象について、次のとおり警備委託契約を締結する。

（警備対象）

第1条 乙は甲に対し、添付の警備計画書に基づき糸満漁港北地区に停泊中の漁業取締船「はやて」及び付帯施設の保安警備を実施することを約し、甲は、これに対し報酬（以下「委託料」という。）を支払うことを約する。

（警備計画）

第2条 前条の警備計画書は、本契約を締結するに当たり、乙が警備対象を調査の上作成し、甲の同意を得るものとする。

（警備期間）

第3条 乙は、第1条の警備実施の期間を、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（警備配備）

第4条 乙は前条の期間中は巡回警備員1名を派遣し、配備時間帯は添付の仕様書によるものとする。

2 警備員の必要により、甲が警備配備の増員及び時間帯の延長を指示したときは、甲乙協議のうえ別に委託料を決定する。

（警備員の承認）

第5条 乙の派遣する警備員については、甲から特別なる指示がない限り、警備業法（昭和47年法律第117号）第14条に規定する警備員の制限及び同法第15条に規定する警備業務実施の基本原則を遵守する者をこれに充てるものとする。

2 乙は、人事管理上、その他やむを得ない理由により異動交代を行う場合においては、事前にその旨を甲に通知しなければならない。

（警備報告）

第6条 乙は、警備報告書を作成し、これを甲に提出し警備状況を報告するものとする。

(事故等の通知)

第7条 乙は、警備対象につき事故が発生し、又はそのおそれのあるときは甲に通知し、甲は、直ちにこれに対する十分な措置を講じなければならない。なお、甲は、特に事故発生のおそれのある箇所の警備について、事前に乙に対してその管理方法、事故防止方法等の必要な注意事項を文書により通知するとともに、乙と十分協議するものとする。

(委託料)

第8条 委託料は_____円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額_____円）と定め、当月分を翌月末日までに支払うものとする。なお、月額については添付の支払い計画書に記載した額とする。

※「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

(契約保証金)

第9条 (例) 本契約に係る契約保証金額は、沖縄県財務規則第101条第2項第3号の規定により免除とする。

(委託料変更)

第10条 本契約期間中に、消費税及び地方消費税の税率に変動があった場合、並びに最低賃金法改定等により委託料変更の必要性が生じた場合は、速やかに甲乙協議して定めるものとする。

(損害賠償)

第11条 警備物件が滅失し、破損し、汚損し、紛失し、又は盗取されたことにより生じた甲の損害については、乙はその損害が乙の責めに帰すべき理由により生じたものについてのみ賠償の責めに任ずるものとする。

(再委託)

第12条 乙は、当該委託業務の全てを第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、委託業務の一部について、再委託することを実施計画書に定め、甲が認めた場合はこの限りではない。また、乙が実施計画書の変更申請を行う場合において再委託する旨の申請を行い、甲がこれを認めた場合も同様とする。

- 2 乙は、前項の但し書により委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- 3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再委託者と約定しなければならない。

(契約解除)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除する事ができる。

- (1) 乙に正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) この契約の履行について、乙又はその従業員に不正又は不当な行為があったとき。
- (3) 乙が本契約を履行することができないと明らかに認められるとき。
- (4) 契約締結後の事情により、委託業務を継続する必要がなくなったとき
- (5) 令和9年度以降において、甲の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があったとき。

2 甲は、前項第4号の定めにより、この契約を解除しようとするときは、乙に対しその旨を30日前までに通知しなければならない。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

4 甲は、本条第1項及び第3項並びに第14条第2項の定めにより、当契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。賠償額は甲乙協議して定める。

(下請負契約等に関する契約解除)

第14条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条第3項に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認した

とき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第15条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(協議事項)

第16条 甲及び乙は互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行するものとし、本契約に定めのない事項については、法令その他商習慣に従うほか甲乙協議して決定するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、双方記名押印の上各自がその1通を所持する。

令和 8年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事

乙

仕様書

第1 警備対象

糸満漁港北地区に停泊中の漁業取締船「はやて」及び付帯施設

第2 警備目的

上記、警備対象物件全般に対して、火災、盗難及び不法、不正行為等の予防、発見、排除並びに一般保安業務の遂行にあたり、財産の保護及び従業員の安全と社内規律秩序の保持を図り業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

第3 警備期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

第4 警備派遣人員 警備員1人

第5 警備任務

(1) 火災予防関係

- イ 電気器具等の後始末の点検
 - ロ 火災の早期発見及び初期消火活動
 - ハ 火災時の通報連絡
- ニ 防火に関する意見具申

(2) 犯罪予防関係

- イ 船舶及び付帯施設周辺出入者管理
 - ロ 盗難、不法侵入等、犯罪の予防
 - ハ 扉、窓等の施錠点検
- ニ 警備対象物件周辺での不審者に対する声掛け、監視等対応
- ホ 警察との連携（情報交換、その他）
- ヘ 貵重品、物件等の授受点検保管
- ト 防犯に関する意見具申

(3) 付帯業務

- イ 遺失物、拾得物の取扱い
- ロ 点消灯、水道栓等の点検
- ハ その他、特に協定された事項

(特記事項)

- ② 陸電スイッチの確認
- ② 係船索の点検及び船の防舷材確認
- ③ 付近船舶の係船状態の点検

(4) 事故発生時の任務

- イ 火災の初期消火と消防署への通報
- ロ 警備対象物件に明らかな不正行為、犯罪行為を犯している者に対する狭義の現行犯逮捕及び警察への通報、引き渡し
- ハ 委託者の警備責任者への報告
- ニ その他事故処理上必要な事項

第6 権限の付与

警備任務遂行上、必要と認められる権限を委託者から付与されたものとする。

第7 指揮系統

委託者の警備責任者が警備上必要と認め、特別の指示をしたときはこれに従って指揮統制を行うものとする。

第8 警備実施及び警備配置

(1) 受託業務を履行するための警備実施計画を策定し、委託者の警備責任者の承認を得た上で同計画に基づく警備を実施するものとする。

(2) 通常時における警備員の配備は次の基準によるものとする。

配備期日	配 備 時 間 帯	巡回数
平 日	18：00～翌朝08：00	1 回
土曜日	08：30～翌朝08：30	2 回
日曜・祝祭日	08：30～翌朝08：30	2 回

(3) 委託者の警備責任者が警備上の必要から増員、延長、変更を指示した時は、これに従って実施するものとする。

(4) 年末年始等県職員の休日は、日曜・祝祭日扱いとする。

第9 協力連絡

(1) 他の警備組織とは積極的に情報交換を行い、円滑な警備の目的が達成できるように努めるものとする。

(2) 行政機関が行う警備活動に対しては、積極的に協力するものとする。

第10 服装及び装備

- (1) 警備員は、委託者より特別の要請がない限り警備業法により認可された受託者所定の制服、制帽を着用させるものとする。
- (2) 警備業法により認可された受託者所定の警戒棒、警笛、懐中電灯、その他警備実施に必要な装備を着帶させるものとする。

第11 報告

(1) 通常の報告

上番時には口頭による上番報告を行い、下番時には所定の警備報告書、又は警備日誌を委託者の警備責任者へ提出して下番報告をする。

(2) 緊急時の報告

イ 現場において緊急処置をとるとともに、警察、消防等の関係機関及び委託者の警備責任者に急報するものとする。

ロ 警備員は本部へ報告し、状況により緊急応援要請等の処置をとるものとする。

ハ 上記の緊急処置の後、所定の事故報告書により委託者の警備責任者に詳細を報告するものとする。

第12 その他

警備業務の具体的範囲、実施の手順、処理の方法など業務遂行の細部的事項については、協議の上別に定める。

緊急連絡先

1 警備会社	■
2 警察（糸満警察署）	■ 098-995-0110
3 火災（糸満市消防本部）	■ 098-992-3661
4 救急車（豊見城中央病院）	■ 098-851-0501
5 「はやて」船長（委託者 警備責任者）	■
6 「はやて」機関長（委託者 副警備責任者）	■
7 沖縄県農林水産部水産課	■ 098-866-2300